



平成21年 2 月 3 日 開会

平成21年 2 月 3 日 閉会

平成 21 年 2 月 定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成21年2月定例会会議録目次

広域連合議会定例会の招集について	1
議案の送付について	2
定例広域連合議会運営予定表	4
議 事 日 程	5
会議に付した事件	6
監査結果報告一覧表	6
岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則	7
出席・欠席議員	9
出席した説明員	9
出席した書記	9
開 会 宣 言	10
報 告	10
日程第1 議席の指定について	10
日程第2 会議録署名議員の指名について	11
日程第3 会期の決定について	11
日程第4 発議第1号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則」	11
採 決	12
日程第5 一般質問	12
日程第6 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」	12
広域連合長 井手 紘一郎君（提案説明）	12
事務局長 猶村 勲君（提案説明）	13
採 決	14
日程第7 議案第2号・議案第3号	14
広域連合長 井手 紘一郎君（提案説明）	14
事務局長 猶村 勲君（提案説明）	15
採 決	16
日程第8 議案第4号・議案第5号	16
広域連合長 井手 紘一郎君（提案説明）	17
事務局長 猶村 勲君（提案説明）	17
採 決	20
日程第9 議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）」	21
広域連合長 井手 紘一郎君（提案説明）	21

事務局長	猶村 勲君（提案説明）	2 1
採	決	2 2
日程第 1 0	議案第 7 号・議案第 8 号	2 2
広域連合長	井手 紘一郎君（提案説明）	2 2
事務局長	猶村 勲君（提案説明）	2 3
採	決	2 3
日程第 1 1	議案第 9 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」	2 4
広域連合長	井手 紘一郎君（提案説明）	2 4
事務局長	猶村 勲君（提案説明）	2 4
採	決	2 5
日程第 1 2	議案第 1 0 号「岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について」	2 5
広域連合長	井手 紘一郎君（提案説明）	2 6
事務局長	猶村 勲君（提案説明）	2 6
採	決	2 7
日程第 1 3	議案第 1 1 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」	2 7
広域連合長	井手 紘一郎君（提案説明）	2 7
事務局長	猶村 勲君（提案説明）	2 7
採	決	2 8
日程第 1 4	議案第 1 2 号「岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」	2 8
広域連合長	井手 紘一郎君（提案説明）	2 9
事務局長	猶村 勲君（提案説明）	2 9
採	決	3 0
日程第 1 5	議案第 1 3 号「副広域連合長の選任について」	3 0
広域連合長	井手 紘一郎君（提案説明）	3 0
採	決	3 1
閉 会 宣 言		3 1
会議録署名議員		3 2

岡 広 総 第 3 0 3 号
平 成 2 1 年 1 月 1 4 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井 手 紘 一 郎

平成 2 1 年 2 月 岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会の招集について

このことについて、別紙岡山県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号の写しを添えてお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第 1 号
平成 2 1 年 1 月 1 4 日

平成 2 1 年 2 月 3 日（火曜日）午後 1 時 3 0 分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会を岡山県市町村振興センター 5 階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井 手 紘 一 郎

岡 広 総 第 3 0 4 号
平成 2 1 年 1 月 1 4 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井 手 紘 一 郎

議案の送付について

平成 2 1 年 2 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 0 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））
- 議案第 2 号 平成 2 0 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 号 平成 2 0 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 4 号 平成 2 1 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 5 号 平成 2 1 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第 7 号 岡山県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例
- 議案第 9 号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 0 号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岡山県市町村総合事務組合同規約の変更について

岡広総第327号
平成21年2月3日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井手 紘一郎

議案の送付について

平成21年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- 議案第11号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第13号 副広域連合長の選任について

平成21年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会
(会期 1日間)

2月定例広域連合議会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
2月 3日	(火)	午後1時00分	全員協議会	
		午後1時30分	本 会 議	議席の指定について 会議録署名議員の指名について 会期の決定について 発議の上程・採決 一般質問 議案の上程・採決

議 事 日 程 (第 1 号)

平成21年2月3日(火)午後1時30分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	発議第 1号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則 (上程・採決)
第 5	一 般 質 問
第 6	議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)) (上程・採決)
第 7	議案第 2号 平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号) 議案第 3号 平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) (上程・採決)
第 8	議案第 4号 平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 議案第 5号 平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 (上程・採決)
第 9	議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例) (上程・採決)
第10	議案第 7号 岡山県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の一部を改正する条例 議案第 8号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例 (上程・採決)
第11	議案第 9号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 (上程・採決)
第12	議案第10号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について (上程・採決)
第13	議案第11号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特別基金条例の一部を改正する条例 (上程・採決)
第14	議案第12号 岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について (上程・採決)
第15	議案第13号 副広域連合長の選任について (上程・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

平成21年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会
平成21年2月3日

監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
8	20.8.7	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成20年6月分例月出納検査結果報告
9	20.9.2	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成20年7月分例月出納検査結果報告
10	20.10.1	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成20年8月分例月出納検査結果報告
11	20.11.4	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成20年9月分例月出納検査結果報告
12	20.12.11	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成20年10月分例月出納検査結果報告
13	21.1.14	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成20年11月分例月出納検査結果報告

岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成21年2月3日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 中村 勝行 殿

提出者 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 西山 宣治 ㊟

賛成者 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 石垣 正夫 ㊟

（提出の理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとなり、全員協議会を正規の議会活動の場として位置づけること等所要の改正を行うものです。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「
目次中 第7章 議員の派遣（第158条） を
第8章 補則（第159条）

「
第7章 協議又は調整を行うための場（第158条）
第8章 議員の派遣（第159条） に改める。
第9章 補則（第160条）

」
第8章中第159条を第160条とし、同章を第9章とする。
第158条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第7章中同条を第159条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場
（協議又は調整を行うための場）

第158条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第158条関係）

名 称	目 的	構成員	招集権者
全員協議会	議会活動、議会運営、広域連合行政の重要案件等の基本的事項に関する協議又は調整	全議員	議長（議長の職務を行う者がいないときは書記長）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1				9	石垣 正夫	出席	
2	中村 勝行	出席		10	黒田 晋	〃	
3	宮武 博	欠席		11	西岡 憲康	〃	
4	草加 敏彦	出席		12	奥村 忠夫	〃	
5	平野 敏弘	〃		13	佐藤 友彦	欠席	
6	西山 宣治	〃		14	道上 正寿	出席	
7	高谷 茂男	欠席		15	山野 通彦	〃	
8	荒嶋 龍一	出席					

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	井手 紘一郎	業務課給付班長	小野 英樹
事務局長	猶村 勲	業務課情報管理班長	佐藤 嘉郎
業務課長	清水 嘉浩	業務課資格賦課班主任	泉 靖司
業務課資格賦課班長	佐藤 敏樹		

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	梅田 裕之	書 記	垣内 学
書 記	吉山 慎一	書 記	上井 勉

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

○議長（中村 勝行君）

失礼いたします。

本日、平成21年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会が招集されましたところ、皆様方には大変御多用のところ御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は11名であります。宮武議員、高谷議員、佐藤議員から欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成21年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

報 告

○議長（中村 勝行君）

この際、報告をいたします。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、平成20年6月、7月、8月、9月、10月、11月分の例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議席の指定について

○議長（中村 勝行君）

日程第1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、今回当選されました草加敏彦議員の議席は4番に、高谷茂男議員の議席は7番に、黒田晋議員の議席は10番に、佐藤友彦議員の議席は13番に指定いたします。

議席一覧表

1		9	石 垣 正 夫
2	中 村 勝 行	10	黒 田 晋
3	宮 武 博	11	西 岡 憲 康
4	草 加 敏 彦	12	奥 村 忠 夫
5	平 野 敏 弘	13	佐 藤 友 彦
6	西 山 宣 治	14	道 上 正 寿
7	高 谷 茂 男	15	山 野 通 彦
8	荒 嶋 龍 一		

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（中村 勝行君）

日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、草加敏彦議員、5番、平野敏弘議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（中村 勝行君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 発議第1号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会 会議規則の一部を改正する規則」

○議長（中村 勝行君）

日程第4、発議第1号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第1号については、提案理由の説明を省略したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

発議第1号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

発議第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5 一般質問

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第5、「一般質問」を行います。

通告による一般質問はございませんが、一般質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

一般質問なしと認めます。

一般質問を終わります。

日程第6 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第6、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

議員の皆様方には、本日、平成21年2月第1回定例会を御案内申し上げましたところ、御出席賜りましてまことにありがとうございます。平素は、広域連合業務の推進に当たり御指導と御協力を賜っており、この機会に心より厚くお礼を申し上げます。

上程いただきました議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度

岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

この専決処分による補正予算は、岡山市の政令指定都市移行に伴う電算の業務委託で、岡山市からの歳入により歳入歳出の総額に 1,860 万 6,000 円を追加し、総額を 1,910 億 6,357 万 8,000 円とするものであります。

以上、簡単ではございますが、今回の補正予算の概要説明とさせていただきます。詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り、承認をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

この補正予算は、岡山市の政令市移行のために標準システムを適合するようにカスタマイズする電算委託に関し、11月4日に専決処分したものの承認をお願いするものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,860 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,910 億 6,357 万 8,000 円とする。二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございますけれども、内容については説明書で御説明いたします。

6ページ、最後のページになります。お願いいたします。

まず歳入、雑入といたしまして、岡山市政令市移行業務委託金として 1,860 万 6,000 円を歳入いたします。

歳出といたしまして、総務費、総務管理費、一般管理費で、電算委託料同額、1,860 万 6,000 円を歳出するものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第1号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第1号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7 議案第2号・議案第3号

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第7、議案第2号「平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」及び議案第3号「平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第2号、一般会計補正予算（第3号）、及び議案第3号、特別会計補正予算（第4号）につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、一般会計であります。補正予算額は393万6,000円を追加し、総額を1億9,931万4,000円とするものであります。

歳入の主な補正のうち、市町村負担金は532万4,000円の減額であります。これは市町村負担の必要額の調整によるものであります。また、平成19年度決算剰余金を繰越金として926万円を歳入いたします。

次に、歳出の主なものとしましては、職員派遣負担金150万円、財政調整基金積立金500万円の増額となっております。

続きまして、特別会計につきましては、総務関係のみ補正を計上いたしております。補正予算額は2億3,395万7,000円を減額し、総額を1,908億2,962万1,000円とするものであります。

歳入の主な補正で、市町村負担金は1億7,896万6,000円の減額であります。国庫支出金は特別調整交付金対象の執行見込みに伴う減額であります。

歳出の主なものとしましては、総務費で国保連への事務手数料などと予備費の12億3,318万4,000円減額し、この予備費の減額と同額を新たに設置しようとする基金への積立金として補正しようとするものであります。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り、適

切な御議決をいただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

一般会計補正予算から御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,931万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございますが、内容につきましては説明書で御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入は、1款、市町村からの事務費負担金を532万4,000円減額し、5款繰越金926万円を計上しようとするものでございます。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

7ページからになります。

1款議会費は、実績見込みにより18万1,000円減額いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、執行見込みにより466万4,000円を追加します。主なものは、職員派遣負担金を150万円追加し、財政調整基金に500万円を積み立てるものでございます。2項選挙費、3項監査委員費は、実績見込みによりそれぞれ3万3,000円、1万4,000円を減額し、4款予備費を50万円減額しようとするものです。

9ページに、この補正に伴い合計1億7,194万9,000円となる市町村事務費負担金の各市町村負担分の補正明細を添付しております。

続きまして、特別会計補正予算の御説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,395万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,908億2,962万1,000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

内容につきましては説明書で御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入は、1款、市町村からの事務費負担金を1億7,896万6,000円、2款国庫支出金で、8月に議決いただきました政府の制度見直しによる軽減対策として財源といたしておりました9,000万円の特別調整交付金のうち5,498万2,000円を減額します。それから、県支出金として9,000円を減額しようとするものでございます。

次に、歳出について主なものを御説明します。

7ページからになります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、執行見込みにより通信運搬費を641

万 6,000 円、単価見直しにより手数料を 1 億 4,239 万 3,000 円、軽減対策として市町村へ交付しようとしていました市町村特別対策事業交付金を 6,174 万 1,000 円減額します。

次に、7 款予備費 12 億 3,318 万 4,000 円を減額した額を、新たに給付費準備基金として積み立てるものでございます。この基金につきましては、8 号議案で設置条例をお願いしているところでございます。2 目連合会負担金も単価の見直しによりますもので、1,464 万円を減額しようとするものです。

8 ページに、この補正に伴う市町村事務費負担金の各市町村負担分の補正明細を添付しております。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 2 号及び議案第 3 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 2 号及び議案第 3 号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 2 号及び議案第 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号及び議案第 3 号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 2 号及び議案第 3 号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 8 議案第 4 号・議案第 5 号

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 8、議案第 4 号「平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予

算」及び議案第5号「平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第4号、平成21年度一般会計予算、及び議案第5号、平成21年度特別会計予算につきまして、その概要の説明を申し上げます。

主として広域連合組織の運営に係る予算を一般会計で、医療制度に係る予算を特別会計として計上いたしております。

まず、一般会計につきましては、広域連合の運営に係る予算として総額1億7,880万2,000円を計上し、前年度予算と比較しますと116万8,000円の減となっております。

次に、特別会計は、医療費関係経費を明確化するものであります。予算の算定数値は、昨年度11月臨時議会で御承認いただきました医療に関する条例において保険料等を試算したときに使用した金額に基づき計上しております。予算総額は、2,181億4,897万2,000円としております。

歳入につきましては、市町村、国、県からの負担金、支払基金からの支援金を初め、制度上定められています財源を計上しております。歳出、特に保険給付費は、制度上負担義務に伴うものであります。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り、適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

一般会計から御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,880万2,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。これが流用の規定でございます。

内容につきましては説明書で御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金。これは各市町村に負担していただく事務費負担金ですが、本年度予算額1億7,610万4,000円で、前年度予算額に比べ116万9,000円の減額となっております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金ですが、これは、西粟倉村に適用される不均一保険料によって生じる均一保険料との差の2分の1相当額134万7,000円が保険料不均一賦課国庫負担金として国から補てんされるものです。

同じく、3款県支出金に、134万7,000円が保険料不均一賦課県負担金として県から補てんされます。

以上が、歳入の主なものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

1款議会費では、連合議会は年2回定例会開催となっておりますけれども、21年度は保険料の改定が予定されていますため、臨時会1回の計3回分、113万1,000円を計上しております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、連合長等の報酬24万3,000円、総務課職員時間外勤務手当52万8,000円、消耗品等需用費として63万8,000円をそれぞれ計上してございます。

12ページ、お願いいたします。

12節役務費につきましては、電話料、郵便料等通信運搬費137万1,000円、振込手数料724万5,000円など、計863万5,000円を計上いたしております。13節委託料では、財務会計等電算委託料91万4,000円など、合計132万8,000円となっております。14節使用料及び賃借料では、財務会計に係る機器の使用料、あるいは光ケーブル使用料などの電算機器借上料410万9,000円を主なものといたしまして、合計457万5,000円を計上しております。次に、19節負担金補助及び交付金では、職員の派遣に係る負担金1億4,832万3,000円及び事務所の使用に係る施設負担金920万9,000円を主なものといたしまして、1億5,754万8,000円を予算計上しております。

次に、2款総務費、2項選挙費で、選挙管理委員会、連合長及び議会議員の選挙に係る経費で15万5,000円を計上しております。2款総務費、3項監査委員費につきましても、監査委員に係る費用10万円を計上しております。

3款民生費につきましては、歳入で御説明いたしました不均一保険料に係る保険料の補てんとして国、県から歳入した額を特別会計に繰り出すものとして、269万4,000円を計上いたしております。

14ページでは、予備費として100万円を計上しております。

15ページに、一般会計予算に係る事務費負担金の市町村ごとの内訳を載せてございます。続いて、特別会計について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,181億4,897万2,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用、とございます。

で、内容につきましては説明書で御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、1款市町村支出金、1項市町村負担金、1目事務費負担金につきましては、市町村から負担金としていただくものでありまして、4億2,485万8,000円。20年度に比ばまして9,706万4,000円減少しております。2目保険料等負担金につきまして

は、市町村で徴収していただいた保険料を負担金として納めていただくもので、197億652万4,000円。前年度と同額でございますが、これは20年度、21年度分を含めた2年分を算定し、平均化しているためでございます。

3目療養給付費負担金につきましては、療養給付費総額の12分の1を各市町村の給付費に応じて納めていただくもので、170億3,034万7,000円とし、合計371億6,172万9,000円を計上しております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金につきましては、総額の12分の3を負担していただくもので、510億9,104万1,000円。2目高額医療費負担金につきましては、レセプト1件当たり80万円を超えた部分につきまして国、県がそれぞれ4分の1ずつ負担するもので、4億3,569万円。で、計515億2,673万1,000円を計上しております。2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、療養給付費等対象経費のおおむね12分の1及び所得係数に応じて補助されるもので、183億5,365万2,000円。2目保健事業費補助金につきましては、健診事業に対する補助金で、6,488万6,000円。計184億1,853万8,000円を計上しております。

3款県支出金、1項県負担金、1目療養給付費等負担金につきましては、対象経費の12分の1を負担していただくもので、170億3,034万7,000円。2目高額医療費負担金につきましては、国と同額の4億3,569万円。計174億6,603万7,000円を計上しております。2項県補助金、1目総務費補助金につきましては、レセプト点検指導員の賃金等の2分の1を補助していただくもので、155万円。2目保健事業費補助金につきましては、国と同額の6,488万6,000円。計6,643万6,000円を計上しております。

4款支払基金交付金は、療養給付費等の4割を交付されるもので、917億9,313万5,000円を計上しております。

5款特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり400万円を超える医療費が対象で、国保中央会が各広域連合の拠出金により交付金として交付するもので、2,132万3,000円を計上しております。

6款繰入金、1項一般会計繰入金は、西栗倉村の不均一保険料の差額分について一般会計から繰り入れるもので、269万4,000円を計上しております。2項基金繰入金は、準備基金に積み立てておりました12億3,318万4,000円を繰り入れるものです。

7款諸収入、3項雑入、1目第三者納付金につきましては、交通事故等によるもので、保険が使われないものの自己負担ということで、4億4,223万6,000円。2目返納金につきましては、不正利得返還金で、1,691万4,000円。3目雑入は、嘱託職員の労働保険料等の個人負担分で、1万2,000円。計4億5,916万2,000円を計上しております。

続きまして、13ページから歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費については、3億4,187万3,000円です。前年度より1億480万5,000円減額となっております。12節役務費9,189万6,000円で、国保連電算処理手数料、支給決定通知書作成委託が主なものでございます。13節委託料は、1億6,153万2,000円で、電算処理システム保守料、業務支援の委託料が主なものでございます。14節使用料及び賃借料7,216万6,000円は、電算機器のリース料でございます。2項連合会負担金につきましては、レセプト点検などの共同事業負担金で、8,444万7,000円。1款総務費として、計4億2,632万円を計上いたしております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目療養給付費につきましては、医療費等の療養給付費が主なものでございます。2,083 億 928 万円。2 目訪問看護療養費につきましては、3 億 9,447 万 8,000 円。3 目移送費は 1 万円。4 目審査支払手数料は、国保連への審査支払手数料で、6 億 7,416 万 6,000 円。計 2,093 億 7,793 万 4,000 円を計上いたしております。2 項高額療養諸費は、72 億 2,192 万 3,000 円を計上しております。3 項その他医療給付費は、葬祭費 7 億 5,620 万円でございます。

3 款県財政安定化基金拠出金は、1 億 4,267 万円を計上いたしております。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金は、レセプト 1 件当たり 400 万を超える医療費が対象となりますけれども、国保中央会に拠出金として拠出するものでございます。事務費と合わせて 2,153 万 5,000 円を計上しております。

5 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費につきましては、市町村に健診事業に対する補助金として交付するものでございまして、2 億 119 万円を計上しております。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金 110 万円。

7 款予備費は 10 万円を計上しております。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 4 号及び議案第 5 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 4 号及び議案第 5 号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 4 号及び議案第 5 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号及び議案第 5 号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号及び議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9 議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第9、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第6号、専決処分の承認を求める特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その概要の説明を申し上げます。

この条例のもととなります地方自治法が一部改正され、議員に係る報酬が議員報酬として整備されたことに伴い、当該条項及び引用条項に所要の改正が必要となったため専決処分させていただいた改正条例の承認をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例ということで、条例の題名のうち「職員等の報酬、費用弁償等」の箇所を「職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償」と改め、自治法の引用箇所でございます「第203条」を「第203条第4項及び第203条の2第4項」と改正するなど、議員報酬とその他の特別職の報酬を区分するための所要の改正をするもので、9月1日に専決処分させていただいたものの承認をお願いするものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第6号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。
議案第6号について質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。
これより、議案第6号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第10 議案第7号・議案第8号

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第10、議案第7号「岡山県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の一部を改正する条例」及び議案第8号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。
広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第7号、財政調整基金条例の一部を改正する条例、及び議案第8号、後期高齢者医療給付費準備基金条例につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、議案第7号の財政調整基金条例は、決算剰余金を財政調整基金に積み立てすること及び処分を規定しているところであります。

その積み立ての方法を予算外積み立てから予算積み立てとし、処分の予算化をより明確にするため、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、準備基金条例は特別会計の医療給付に係る年度間の財源を調整し、後期高齢者医療の適正かつ健全な運営を図るため、基金を設置しようとするものであります。

保険料等が2年間の財政運営を基本として設定されていることから、前年度の医療給付の決算剰余金を積み立てすることの基金を財政調整基金とは別に設置し、会計を明確にす

るものであります。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り、適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第7号、財政調整基金条例の一部を改正する条例ですが、現行の財政調整基金への積み立て及び処分を、予算を通して行うよう明記するように改正しようとするものです。

抽象的な表記でございます「地方財政法の趣旨により」というような字句を削りまして、次に積み立て及び処分に関して予算で定めることを明示するように改正しようとするものでございます。

議案第8号の医療給付費準備基金条例、これにつきましては新たな条例でございます、ここで設置をお願いいたします。

この基金は、後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、後期高齢者医療の財政の適正かつ健全な運営を図ろうとするもので、基金の積み立ては、第2条で、特別会計の歳入歳出予算で定め、処分は、第6条で、保険料で充てるべき後期高齢者医療給付に要する費用等の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分できるというふうに規定させていただいております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第7号及び議案第8号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第7号及び議案第8号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第7号及び議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号及び議案第8号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号及び議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11 議案第9号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第11、議案第9号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第9号、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その概要の説明を申し上げます。

この条例改正は、21年度以降の保険料について軽減措置を行うため、一部改正をしようとするものであります。

内容は、7割軽減世帯の被保険者であって年金80万円以下で他の所得がない場合、9割軽減とすること、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者の所得割額を50%軽減とすること、及び被扶養者であった被保険者の均等割額の9割軽減とすることを平成21年度も継続することであります。

以上、簡単ではございますが、改正する条例案の概要説明とさせていただきます。詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り、適切な議決をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

この条例改正につきましては、平成20年6月12日及び9月9日の政府が打ち出しました軽減対策に基づき、21年度以降に係る軽減を適用するために必要な条文を改正しようとするものでございます。

平成20年度に適用される条項については、平成20年度特例分として附則の改正で対応いたしました。今回の改正では、恒久的な措置を含むため、本条を改正いたします。

まず、第12条で軽減の対象が均等割額だけでございましたけれども、そこに所得割額を含める——というか拡大するために、字句を追加いたします。

で、第14条で、具体的に拡大される軽減対象者を規定する1号の2を加えます。この

追加されました1号によりまして、その世帯の被保険者の全員が、年金収入が80万以下で他の所得がない場合の7割軽減の人に2割を加えるという規定を設けまして、合計9割の軽減がなされるというふうになります。

さらに第14条2項として、総所得金額等が58万円以下である。で、所得割額が賦課されている被保険者の所得割額が2分の1軽減される規定を追加いたします。

また、20年度のみでありました被扶養者に係る保険料の軽減対策が21年度も継続されることにつきまして、附則の第11条を追加いたします。

この改正を4月1日から適用するというごさいます。

以上で終わります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第9号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第9号について質疑を行います。

質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

別に討論もないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第12 議案第10号「岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 12、議案第 10 号「岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 10 号、岡山市町村総合事務組合を組織する団体の数の増加及び規約の変更につきまして、その概要の説明を申し上げます。

広域連合が加入しております岡山市町村総合事務組合に新たに湛井十二箇郷組合外 3 団体が加入すること等による総合事務組合の規約の改正に、地方自治法の規定により加入団体との協議が必要であるため、議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り、適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

総合事務組合規約の中で、岡山市が政令市になることに伴いまして、住居表示に「北区」という区名を追加いたします。

それから、加入団体の中で、湛井十二箇郷組合、総社広域環境施設組合、備南競艇事業組合及び備前広域環境施設組合が加入することになるということ。

それから、退職手当の関係で、備前広域環境施設組合が加わる。それから、非常勤職員の公務災害の関係におきまして、玉野市と総社市、それから津山圏域消防組合、それから湛井十二箇郷組合、総社広域環境施設組合、備南競艇事業組合、備前広域環境施設組合が加わると。それから、職員の福利厚生の関係で、備前広域環境施設組合が加わるものでございます。

総合事務組合の規約を改正するため加入団体の承認が求められることから、広域連合の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 10 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 10 号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 10 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 13 議案第 11 号「岡山県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を 改正する条例」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 13、議案第 11 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 11 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度の開始後、政府において軽減措置が図られております。その財源としては国庫からの支出が充てられていますが、広域連合の受け入れにおいては、この基金への積み立てが必要とされております。この国庫受け入れ、処分対象の追加、期限の延長を行えるよう所要の改正をするものであります。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り、適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

この基金は、被扶養者であった被保険者の保険料について平成 20 年度の激変緩和措置により不足する保険料として、国の円滑導入臨時特例交付金の受け皿としての基金でござ

いましたが、議案第9号の医療条例で議決いただきましたように、この激変緩和措置が21年度に継続されるほか、新たな軽減対策に係る財源として交付される円滑運営臨時特例交付金もこの基金に積み立てすることとなったことから、所要の改正を行うものでございます。

使途に、被扶養者に係る年度を21年度までとし、第3号として、制度に関する説明会の開催並びに周知、広報、第4号として、相談体制の整備、第5号として、均等割額が7割軽減から9割軽減となる被保険者の2割相当分の保険料、あるいは所得割額が2分の1となる被保険者の減額となる保険料に充当するときを追加いたします。

また、この基金条例の失効期限を平成21年度から平成22年度末まで延長いたします。
以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第11号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第11号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第14 議案第12号「岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 14、議案第 12 号「岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 12 号、岡山県後期高齢者医療広域連合の規約の変更につきまして、その概要の説明を申し上げます。

広域連合の組織は、規約において定められておりますので、広域連合議員の定数及び区分ごとの議員数のうち、市議会議員及び町村議員からの選出人数を変更するときは、規約の変更が必要であります。また、関係市町村議会との協議を要することとなっております。広域連合として規約を変更することを関係市町村に要請するために、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り、適切な御議決をいただけますようお願い申し上げます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

広域連合の規約第 7 条第 1 項において規定する議員の定数 15 人を 18 人に、第 2 項 1 号、市議会議員区分 3 人を 5 人に、第 2 号、町村議会議員の区分 3 人を 4 人とするもので、関係市町村において規約変更の協議を要請するため、議決をお願いするものでございます。

〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 12 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 12 号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 12 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 15 議案第 13 号「副広域連合長の選任について」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 15、議案第 13 号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 13 号「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第 11 条第 1 項におきまして、2 人を置くこととされております。また、第 12 条第 4 項におきまして、広域連合長が議会の同意を得て関係市町村の長のうちからこれを選任することとされております。この規定に基づきまして、吉備中央町長の重森計己氏を選任いたしたく、提案させていただくものでございます。

重森氏は、豊富な行政経験を持ち、人格、識見ともに高潔で、広域連合の副広域連合長として適任と存じますので、選任の御同意をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 13 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 13 号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。
これより、議案第 13 号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり同意することに決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 21 年 2 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

皆様、本日は大変御苦労さまでした。お疲れさまでした。

午後 2 時 33 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 中 村 勝 行

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 草 加 敏 彦

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 平 野 敏 弘